
株主名簿の閉鎖期間の廃止に伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等の一部改正について

日証協 平 16.9.30

本協会では、9月24日の自主規制会議において、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等の一部を改正した。

これは、本年10月1日から施行される商法改正において、株主名簿の閉鎖期間の廃止が規定されており、この施行に併せて、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等について、所要の見直しを図るものである。

- ・ 本規則改正は、平成16年10月1日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

株主名簿の閉鎖期間の廃止に伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等の一部改正について

平成 16 年 9 月 30 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

先の通常国会において、株券不発行制度の導入等を内容とする「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が可決・成立し、公布の日から起算して5年を超えない範囲内で政令で定める日から施行されることとされたが、株券不発行制度の整備のための商法の一部改正その他所要の改正については、本年10月1日から施行(一部施行)されることとされた。当該商法改正においては、株主名簿の閉鎖期間の廃止が規定されていることから、この施行に併せて、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

現在、株主名簿の閉鎖期間の制度(商法第224条の3)はほとんど利用されていないこと、株券不発行制度の導入において一定期間株主名簿が閉鎖されることは株主に著しい損害を与えることとなることが懸念されること等から、今般の商法の一部改正において、株主名簿の閉鎖期間を廃止し基準日の制度に一本化されることとなった。このため、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等における株主名簿の閉鎖期間の規定について廃止等を行うこととする。

3. 施行の時期

平成16年10月1日から施行する。

以 上

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 16 年 9 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(登録取消しの取扱い)</p> <p>第 12 条 規則第 11 条の規定により本協会が登録銘柄の登録を取り消す場合(同条第 2 項第 10 号、第 11 号及び第 12 号の場合を除く。)には、当該登録銘柄の発行会社は、所定の申請書を本協会に提出するものとする。ただし、本協会が必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 ~ (現行どおり)</p> <p>3</p> <p>4 規則第 11 条第 2 項第 9 号イに規定する登録銘柄の時価総額の取扱いは、次の各号によるものとする。</p> <p>1 規則第 11 条第 2 項第 9 号に規定する登録銘柄の時価総額が 5 億円に満たない場合とは、月間平均時価総額(本協会が公表する当該登録銘柄の日々の最終価格に、その日の登録株式数(当該登録銘柄の発行会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定させるための基準日(以下「権利確定日」という。)の 3 日前の日(権利確定日が休業日に当たる場合には、権利確定日の 4 日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下本項において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下この項において同じ。)又は月末時価総額(毎月末日における本協会が公表する当該登録銘柄の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における登録株式数を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)が 5 億円に満たない場合をいうものとする</p> <p>2 ~ (現行どおり)</p> <p>6</p> <p>5 規則第 11 条第 2 項第 11 号に規定する破産、再生手続、更生手続又は整理の取扱いは、次の各号によるものとする。</p>	<p>(登録取消しの取扱い)</p> <p>第 12 条 (省略)</p> <p>2 ~ (省略)</p> <p>3</p> <p>4 規則第 11 条第 2 項第 9 号イに規定する登録銘柄の時価総額の取扱いは、次の各号によるものとする。</p> <p>1 規則第 11 条第 2 項第 9 号に規定する登録銘柄の時価総額が 5 億円に満たない場合とは、月間平均時価総額(本協会が公表する当該登録銘柄の日々の最終価格に、その日の登録株式数(当該登録銘柄の発行会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定させるための基準日又は株主名簿閉鎖期間開始日の前日(以下「権利確定日」という。)の 3 日前の日(権利確定日が休業日に当たる場合には、権利確定日の 4 日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下本項において同じ。)又は月末時価総額(毎月末日における本協会が公表する当該登録銘柄の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における登録株式数を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)が 5 億円に満たない場合をいうものとする</p> <p>2 ~ (省略)</p> <p>6</p> <p>5 (省略)</p>

新	旧
1 ~ 5 (現 行 ど お り)	1 ~ 5 (省 略)
6 ~ 9 (現 行 ど お り)	6 ~ 9 (省 略)
付 則	
<p>1. この改正は、平成16年10月1日から施行する。</p> <p>2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。</p>	

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部改正について

平成16年9月30日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(清算対象外取引に係る店頭有価証券引渡票による受渡し)</p> <p>第31条 第25条第1項の規定にかかわらず、店頭売買有価証券である株券、新株引受権証書又は転換社債型新株予約権付社債券について、第22条に規定する受渡日に当該店頭売買有価証券による受渡しを行うことができない場合には、売方会員は、買方会員の承認を受けたときに限り、当該買方会員に対する店頭有価証券引渡票の交付をもって、当該店頭売買取引の受渡しを行ったものとしてすることができる。</p> <p>2 店頭売買取引の受渡しに際し、前項の規定により、店頭有価証券引渡票の交付をもって受渡しを行った場合については、当該店頭売買有価証券の引渡しを当該店頭有価証券引渡票発行の日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日までに完了し、店頭有価証券引渡票の返済を受けなければならないものとする。ただし、店頭有価証券引渡票発行の日から店頭売買有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の店頭有価証券引渡票に係る店頭売買有価証券の引渡しは、買方会員の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。ただし、当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日とする。)までに行わなければならない。</p> <p>1 株主の権利を確定するための基準日</p> <p>2 ~ (現行どおり) 6</p> <p>3 ~ (現行どおり) 5</p>	<p>(清算対象外取引に係る店頭有価証券引渡票による受渡し)</p> <p>第31条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>1 株主の権利を確定するための株主名簿閉鎖開始日の前日又は基準日</p> <p>2 ~ (省略) 6</p> <p>3 ~ (省略) 5</p>

新	旧
<p data-bbox="422 235 539 268">付 則</p> <ol data-bbox="177 315 791 636" style="list-style-type: none">1. この改正は、平成16年10月1日から施行する。2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。	

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則（公正慣習規則第1号の3）の一部改正について

平成16年9月30日
（下線部分変更）

新	旧
<p>（決定事項等に関する通知及び書類等の提出） 第12条 発行会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして細則に定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本協会に通知するとともに、細則に掲げる書類の提出を行うものとする。</p> <p>1 ~ (現行どおり) 9 10 <u>株式に係る基準日の設定</u> 11 ~ (現行どおり) 15 16 <u>基準日の設定の中止</u> 17 ~ (現行どおり) 25 2 ~ (現行どおり) 5</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p>（決定事項等に関する通知及び書類等の提出） 第12条 (省略)</p> <p>1 ~ (省略) 9 10 <u>株式の名義書換の臨時停止</u> 11 ~ (省略) 15 16 <u>株主名簿の閉鎖の中止</u> 17 ~ (省略) 25 2 ~ (省略) 5</p>

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて(理事会決議)の一部改正について

平成16年9月30日
(下線部変更)

新

旧

別表

別表

第 部 本協会への決定事項等の通知等に係る提出書類

第 部 本協会への決定事項等の通知等に係る提出書類

1. 決定事項等の通知に係る提出書類(開示規則第12条第1項第2号から第25号までに規定する提出書類)

1. 決定事項等の通知に係る提出書類(開示規則第12条第1項第2号から第25号までに規定する提出書類)

1. ~ (現行どおり)

1. ~ (省 略)

7. 8. 株式に係る基準日の設定(開示規則第12条第1項第10号)

7. 8. 株式の名義書換の臨時停止(開示規則第12条第1項第10号)

提出書類	提出時期	提出部数
・取締役会決議通知書	取締役会決議後直ちに	1部
・基準日に関する日程表	当該基準日の2週間前	2

提出書類	提出時期	提出部数
・取締役会決議通知書	取締役会決議後直ちに	1部
・臨時名簿閉鎖期間又は基準日に関する日程表	臨時名簿閉鎖期間の初日又は当該基準日の2週間前	2

9. ~ (現行どおり)

9. ~ (省 略)

13. 14. 基準日設定の中止(開示規則第12条第1項第16号)

13. 14. 株主名簿の閉鎖の中止(開示規則第12条第1項第16号)

提出書類	提出時期	提出部数
・取締役会決議通知書	取締役会決議後直ちに	1部

提出書類	提出時期	提出部数
・取締役会決議通知書	取締役会決議後直ちに	1部

15. ~ (現行どおり)

15. ~ (省 略)

23. 付 則

この改正は、平成16年10月1日から施行する。

「信用取引及び貸借取引に関する細則」の取扱いについて(理事会決議)の一部改正について

平成 16 年 9 月 30 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>3 細則第 14 条第 1 項第 2 号又は第 15 条第 1 項第 2 号に該当し猶予期間に入った制度信用銘柄又は貸借銘柄の取扱い関係</p> <p>少数特定者持株数が登録株式数の 75% を超えている銘柄が、猶予期間内において、次のイ又はロに該当することとなった場合には、登録株式数の 75% 以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、登録銘柄の発行会社が本協会の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>イ 基準日現在における少数特定者持株数が登録株式数の 75% 以下となったと認められるとき。</p> <p>ロ (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>株主数が第 14 条第 1 項第 2 号ロ又は第 15 条第 1 項第 2 号ロに定める人数に満たない銘柄が猶予期間内において、次のイ又はロに該当することとなった場合には、第 14 条第 1 項第 2 号ロ又は第 15 条第 1 項第 2 号ロに定める人数に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、登録銘柄の発行会社が本協会の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>イ 基準日現在における株主数が、第 14 条第 1 項第 2 号ロ又は第 15 条第 1 項第 2 号ロに定める人数以上となったと認められるとき。</p> <p>ロ 株式の公募又は売出しを行った場合であって、当該株式の公募又は売出しを行った後の株主数が、第 14 条第 1 項第 2 号ロ又は第 15 条第 1 項第 2 号ロに定める人数以上となったことが明らかに認められるとき。</p> <p>(注)「明らかに認められるとき」とは、当該株式の公募又は売出しの直近の決算期又は基準日(以下「直近の決算期等」という。)における株主数に、当該株式の公募又は売出しに係る株主数を加算した人数が、第 14 条第 1 項第 2 号ロ又</p>	<p>3 細則第 14 条第 1 項第 2 号又は第 15 条第 1 項第 2 号に該当し猶予期間に入った制度信用銘柄又は貸借銘柄の取扱い関係</p> <p>少数特定者持株数が登録株式数の 75% を超えている銘柄が、猶予期間内において、次のイ又はロに該当することとなった場合には、登録株式数の 75% 以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、登録銘柄の発行会社が本協会の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>イ <u>株主名簿の閉鎖時又は</u>基準日現在における少数特定者持株数が登録株式数の 75% 以下となったと認められるとき。</p> <p>ロ (省 略) (省 略)</p> <p>株主数が第 14 条第 1 項第 2 号ロ又は第 15 条第 1 項第 2 号ロに定める人数に満たない銘柄が猶予期間内において、次のイ又はロに該当することとなった場合には、第 14 条第 1 項第 2 号ロ又は第 15 条第 1 項第 2 号ロに定める人数に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、登録銘柄の発行会社が本協会の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>イ <u>株主名簿の閉鎖時又は</u>基準日現在における株主数が、第 14 条第 1 項第 2 号ロ又は第 15 条第 1 項第 2 号ロに定める人数以上となったと認められるとき。</p> <p>ロ 株式の公募又は売出しを行った場合であって、当該株式の公募又は売出しを行った後の株主数が、第 14 条第 1 項第 2 号ロ又は第 15 条第 1 項第 2 号ロに定める人数以上となったことが明らかに認められるとき。</p> <p>(注)「明らかに認められるとき」とは、当該株式の公募又は売出しの直近の決算期、<u>株主名簿の閉鎖時又は</u>基準日(以下「直近の決算期等」という。)における株主数に、当該株式の公募又は売出しに係る株主数を加算した人数が、第</p>

新	旧
<p>は第 15 条第 1 項第 2 号口に定める人数の 150%以上となった場合をいう。この場合における株主数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募又は売出しまでの間に、株式の公募又は売出しを行っているときには、その株式の公募又は売出しに係る株主数についても加算することができる。</p> <p>株主数が第 14 条第 1 項第 2 号口又は第 15 条第 1 項第 2 号口に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後 3 か月目の月の末日以前に、株式分割（同時に 1 単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して 5 か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下この において同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（最近の基準日の株主数をいう。ただし、本協会の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日の株主数に当該基準日における単元未満株式のみを所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主）のうち、当該株式分割により 1 単元の株式の数以上の株式を所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、株主）となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものととして取り扱うものとする。この場合において決議の日における登録株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の登録株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の登録株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。）を同号の登録株式数と、決議の日における投資単位（当該決議の日の前日に本協会が</p>	<p>14 条第 1 項第 2 号口又は第 15 条第 1 項第 2 号口に定める人数の 150%以上となった場合をいう。この場合における株主数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募又は売出しまでの間に、株式の公募又は売出しを行っているときには、その株式の公募又は売出しに係る株主数についても加算することができる。</p> <p>株主数が第 14 条第 1 項第 2 号口又は第 15 条第 1 項第 2 号口に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後 3 か月目の月の末日以前に、株式分割（同時に 1 単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して 5 か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下この において同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日（以下「基準日等」という。）の株主数をいう。ただし、本協会の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主）のうち、当該株式分割により 1 単元の株式の数以上の株式を所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、株主）となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものととして取り扱うものとする。この場合において決議の日における登録株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の登録株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の登録株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。）を同号の登録株式数と、決議の日</p>

新	旧
<p>公表する午後3時(半休日においては、午前11時。以下同じ。)現在における直近の売買価格に分割比率を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。)を同号の投資単位とみなすものとする。</p> <p>株主数が第14条第1項第2号口又は第15条第1項第2号口に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このにおいて同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(最近の基準日の株主数をいう。ただし、本協会の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日の株主数に当該基準日における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において、決議の日における登録株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の登録株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の登録株式数について変更後の1単元の株式数を1単元の株式数とみなして算定した株式数をいう。)を同号の登録株式数と、決議の日における投資単位(当該決議の日の前日に本協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格に変更後の1単元の株式数を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。)を同号の投資単位とみなすものとする。</p>	<p>おける投資単位(当該決議の日の前日に本協会が公表する午後3時(半休日においては、午前11時。以下同じ。)現在における直近の売買価格に分割比率を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。)を同号の投資単位とみなすものとする。</p> <p>株主数が第14条第1項第2号口又は第15条第1項第2号口に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このにおいて同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(基準日等の株主数をいう。ただし、本協会の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において、決議の日における登録株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の登録株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の登録株式数について変更後の1単元の株式数を1単元の株式数とみなして算定した株式数をいう。)を同号の登録株式数と、決議の日における投資単位(当該決議の日の前日に本協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格に変更後の1単元の株式数を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。)を同号の投資単位とみなすものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この改正は、平成16年10月1日から施行する。</p> <p>2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。</p>	

（注）今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。